

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第34号

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(尾張東部(瀬戸)地域文化広場の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 尾張東部(瀬戸)地域文化広場の管理に関する条例施行規則(昭和57年瀬戸市規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第7条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条の規定により個人演説会を開催する場合(条例第5条第2項第2号に該当する場合に限る。)<u>施設使用料</u>の額の3分の1に相当する額</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第7条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条<u>(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条で準用する場合を含む。)</u>の規定により個人演説会を開催する場合(条例第5条第2項第2号に該当する場合に限る。)<u>施設 使用料</u>の額の3分の1に相当する額</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

(パーティセと市民交流センター条例施行規則の一部改正)

第2条 パルティセと市民交流センター条例施行規則(平成17年瀬戸市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第9条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条の規定により個人演説会を開催する場合(条例第7条第3項第2号に該当する場合に限る。) <u>施設使用料</u>の額の3分の1に相当する額</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第9条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条 <u>(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条で準用する場合を含む。)</u>の規定により個人演説会を開催する場合(条例第7条第3項第2号に該当する場合に限る。) <u>施設使用料</u>の額の3分の1に相当する額</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

(瀬戸蔵条例施行規則の一部改正)

第3条 瀬戸蔵条例施行規則(平成17年瀬戸市規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p>	<p>(使用料の減免)</p>

<p>第10条 条例第9条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条の規定により個人演説会を開催する場合（条例第7条第3項第2号に該当する場合に限る。） 施設使用料の額の3分の1に相当する額</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>第10条 条例第9条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条（<u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条で準用する場合を含む。</u>）の規定により個人演説会を開催する場合（条例第7条第3項第2号に該当する場合に限る。） 施設使用料の額の3分の1に相当する額</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>
---	--

（瀬戸市地域交流センター条例施行規則の一部改正）

第4条 瀬戸市地域交流センター条例施行規則（平成22年瀬戸市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第10条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条の規定により個人演説会を開催する場合（条例第8条第2項第2号に該当する場合に限る。） 使用料の額の3分の1に相当する額</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第10条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条<u>（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条で準用する場合を含む。）</u>の規定により個人演説会を開催する場合（条例第8条第2項第2号に該当する場合に限る。） 使用料の額の3分の1に相当する額</p>

(3) <省略>	(3) <省略>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。